

1. 件名：第3回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合の事前面談

2. 日時：令和3年4月21日（水）10：30～11：12

3. 場所：原子力規制庁 2階大会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 竹本企画調査官

実用炉監視部門 渡邊係長

核燃料施設等監視部門 福原監視指導官

長官官房

総務課事故対処室 高橋係長

日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 部長 他4名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他2名

5. 要旨

- 日本原子力研究開発機構から、配布資料に基づき廃止措置段階に移行した加工施設における法令報告対象について説明があった。
- 原子力規制庁から、資料の記載内容について構成が整理されておらず見づらいため、次回の公開会合の際には修正するよう依頼した。
- また、原子力規制庁から、面談の中で言及があった以下の意見についても検討し、次回の公開会合の場で議論することとしたい旨を伝え、日本原子力研究開発機構から了解の旨回答があった。
 - ・ 加工の事業を行っていない施設においても、加工規則第9条の16第2号及び3号を適用すべきか又は適用除外とするべきか。

（検討理由）

加工規則第9条の16第2号及び3号に「（前略）加工に支障を及ぼしたとき。」といった記載があり、加工の事業を行っていない施設においては、加工に支障を及ぼすような事象は起こらず、第2号、3号の適用除外と判断されるケースが考えられるため。

6. 配布資料

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について